

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

自社電算処理方式用

令和6年12月

尼崎市

市税につきましては、日ごろからご協力をいただきありがとうございます。

さて、償却資産（固定資産税）の申告の時期が近づいてまいりましたので、ご案内いたします。

あなた（貴社）が尼崎市内に事業用として所有されている償却資産について、この「申告の手引」を参照し、ご申告いただきますようお願いいたします。

1 申告していただく方

個人又は法人で事業（工場や小売店、飲食店、不動産賃貸業など）をされている方で、令和7年1月1日現在、尼崎市内に土地・家屋以外の事業用資産を所有されている方が対象となります。

なお、貸駐車場のアスファルト舗装・賃貸住宅の外構などは償却資産に該当しますので、所有されている方は申告が必要です。

※税務上「建物一式」として家屋と償却資産をまとめて減価償却している場合であっても、償却資産に該当する資産を抜き出して申告していただく必要があります。

2 申告について

（1）提出書類（**令和7年1月1日現在の状況**で申告してください。）

- ・償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ・種類別明細書（全資産用）

※評価額を明示してください。令和6年中の増加資産については、増加事由（1 新規取得・2 中古取得・3 移動による受入・4 その他）も必ず記載してください。

（2）提出期限

令和7年1月31日（金）

※申告書（控）に受付印が必要な方は、必ず返信用封筒に切手を貼付し、その封筒に住所・氏名を記入して、申告書（控）も忘れずに同封してください。

（3）提出先及び問い合わせ先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所南館2階 資産税課（諸税担当）

電 話：06-6489-6267 F A X：06-6489-6875

（裏面へ）

3 償却資産（固定資産税）について

(1) 納税義務者

令和7年1月1日における償却資産の所有者です。

(2) 決定価格及び課税標準額

個々の資産の取得価額又は前年度の評価額をもとに求めた評価額が決定価格となります。

通常、この決定価格が課税標準額となりますが、課税標準の特例がある場合は、決定価格からこの特例率を乗じた額が課税標準額となります。

(3) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合、償却資産（固定資産税）は課税されません。

ただし、課税標準額が150万円未満でも申告は必要です。

(4) 税率及び税額

課税標準額に税率を乗じた額が年税額となります。

(例) 課税標準額が2,156,843円の場合

$$\begin{array}{rcccl} 2,156,000 \text{ 円} & \times & \frac{1.4}{100} & = & 30,100 \text{ 円} \\ \text{(1,000円未満切捨て)} & & \text{(税率)} & & \text{(100円未満切捨て)} \end{array}$$

(5) 納期限

1期・・・	4月30日
2期・・・	7月31日
3期・・・	12月25日
4期・・・	翌年3月2日

}

4回に分けて納付していただきます。

注：法定申告期限以降に申告された場合、2期以降の納期になることがあります。

(6) 課税台帳の登録及び閲覧

申告等に基づいて償却資産の価格等を決定すると、償却資産課税台帳に登録し、その旨公示します。

償却資産の所有者は、公示日から課税台帳を閲覧することができます。

4 注意事項

- (1) 地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、「課税標準の特例に関する申告書」に必要事項を記入し、「種類別特例資産明細書」及び「課税標準の特例に係る資料」とともにご提出ください。

※「種類別特例資産明細書」は同封している見本の様式を参考に作成してください。

- (2) 申告内容について調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。